

令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引



申告書提出期限 令和8年2月2日（月）



朝倉市 税務課

目次

I 償却資産の概要	2
1. 償却資産とは.....	2
2. 償却資産の種類と具体例.....	2
3. 業種別の主な償却資産.....	2
II 償却資産の申告について	3
1. 申告していただく方.....	3
2. 申告方法と提出書類.....	3
3. 郵送で申告される方.....	4
4. 特例対象資産・非課税資産が該当する場合の添付書類.....	4
5. 申告についてのお願ひ.....	4
6. 実地調査等のお願ひ.....	4
7. 提出先.....	4
III 償却資産の課税等について	5
1. 納税義務者.....	5
2. 課税標準額.....	5
3. 免税点.....	5
4. 税率・税額.....	5
5. 納期.....	5
6. 課税台帳の閲覧.....	5
IV 申告時の注意点	6
1. 特に注意を要する申告の対象となる資産.....	6
2. 少額資産等の取り扱いについて.....	6
3. リース資産の取り扱いについて.....	7
4. 家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区別.....	7
5. 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合.....	7
6. 非課税となる資産.....	8
7. 課税標準の特例が適用される資産.....	8
8. 国税との主な違い.....	8
9. 減価残存率表.....	9
V 申告書の記入例	10
1. 償却資産申告書.....	10
2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）.....	11
3. 種類別明細書（減少資産用）.....	12

I 償却資産の概要

1. 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車は除かれます。

2. 償却資産の種類と具体例

固定資産税の対象となる償却資産は、具体的には次の6種類があります。

種 類	種類の名称		具 体 例
第1種	構 築 物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、屋外給配水管、その他建築設備 等
		建物附属設備	可動間仕切り、受変電設備、下水道引込工事、浄化槽設備（建物からの独立位置にあるもの）、予備電源設備、LAN配線、日除け設備、貸借人による内装・内部造作 等
第2種	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、太陽光発電設備 等
第3種	船舶		ボート、はしけ、釣船、漁船、遊覧船 等
第4種	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車 等
第6種	工具、器具及び備品		パソコン、LAN設備、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立 等

3. 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
各業務に共通する償却資産	受変電設備、下水道引込工事、浄化槽設備（建物からの独立位置にあるもの）、駐車場設備、舗装路面、庭園、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、ロッカー、レジスター、看板、LAN設備、太陽光発電設備 等
賃貸マンション・アパート	花だん、フェンス、ガスボンベ施設、各部屋備付の家電設備・家具（※エアコン、洗濯機、たんすなど、家屋としてみないもの） 等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）、大型特殊自動車、発電機 等
娛 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備 等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む。）、日よけ 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール 等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット） 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等
農 業	ビニールハウス、脱穀機、稲刈り機、ネギ収穫機等の農機具 等

II 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和8年1月1日時点で、法人や個人事業者で償却資産を所有している方です。
解散、廃業、休業、移転した方、あるいは事業用の償却資産を所有していない方も、申請書右下の「18 備考」欄に「解散、廃業、休業、移転した」旨を記入して必ず申告してください。

2. 申告方法と提出書類

- ・初めて申告する方 …………… ㉠
- ・前年度までに申告した方 …………… ㉡
- ・㉢の方で電子計算機処理による申告をする場合 … ㉢ **をご覧ください**

- ㉠ 朝倉市において、令和7年中に新たに事業を開始された方
 又は、今回初めて償却資産申告書用紙が送られてきた方

提出 文書	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 第2.6号様式（用紙〈緑〉） ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） 第2.6号様式別表1（用紙〈緑〉）
注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の有無にかかわらず、必ず申告をお願いします。 ・<u>申告書の所定欄に個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記載してください。</u> ・該当する資産が無い場合は、①償却資産申告書 「18備考」欄に「<u>該当資産なし</u>」と記入し、①のみ提出してください。

- ㉡ 前年度、朝倉市において申告した方

提出 文書	① 償却資産申告書 本市の申告用紙 ② 種類別明細書 第2.6号様式別表1（用紙〈緑〉）又は本市の申告用紙 ③ 種類別明細書 第2.6号様式別表2（用紙〈赤〉）
注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申告書の所定欄に個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記載してください。</u> ・令和7年1月2日～令和8年1月1日までの増加又は減少資産を申告してください。 ・②については、本市の申告用紙と用紙〈緑〉の両方を同封しています。下記を参照のうえ、必要に応じて<u>どちらかを必ず</u>提出してください。 ・資産に増減が無い場合は、① 償却資産申告書の「18 備考」欄に「<u>増減なし</u>」と記入してください。 ・資産に増加がある場合は、② 種類別明細書（用紙〈緑〉）に<u>増加資産</u>を記入し、増加事由に○をつけてください。 ・減少資産がある場合は、本市の申告用紙の種類別明細書「<u>減少の事由及び区分</u>」欄の該当番号に○をつけるか、③ 種類別明細書（用紙〈赤〉）に減少資産を記入してください。

③ 前年度までに申告された方で電子計算機処理による申告をする場合

提出 文書	①償却資産申告書（資産課税台帳） ②電子計算機処理で作成した種類別明細書
注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申告書の所定欄に個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記載してください。</u> ・ 令和8年1月1日時点で所有する全償却資産を申告してください。 ・ 自社の申告書を使用する場合でも<u>本市の申告用紙を必ず一緒に返送してください。</u> ・ 資産に増減が無い場合は、<u>本市の申告用紙の①償却資産申告書 「18備考」欄に「増減なし」と記入して提出してください。</u> ・ 令和8年1月1日時点で所有する全資産、特例資産、非課税資産別にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを提出してください。また、前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して合計額を出力したものを添付してください。 ・ 償却可能限度額は、取得価額の95%です。

3. 郵送で申告される方

- ・ 郵送で申告される方で、申告書の控用に受付印を必要とされる場合は、必ず返信用封筒と切手を同封してください。

4. 特例対象資産・非課税資産が該当する場合の添付書類

- 課税標準の特例対象資産を所有している場合………事実を証明する書類（写し）
- 非課税資産を所有している場合………非課税申告書（IV-6参照）、事実を証明する書類（写し）

5. 申告についてお願い

- 所有する償却資産が僅少であっても、申告書は必ず提出してください。
- 申告すべき事項について虚偽、過少の申告をした場合、又は正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則または過料を科せられることがあります。（地方税法第385条、同386条）

6. 実地調査等をお願い

申告書受付後、地方税法に基づいて実地調査・簡易調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。また、実地調査に伴い修正申告をお願いすることがあります。

7. 提出先

〒838-8601 福岡県朝倉市甘木 232 番地 1
 朝倉市役所 税務課 資産税係 TEL 0946-22-1111(代)

Ⅲ 償却資産の課税等について

1. 納税義務者

1月1日時点の償却資産の所有者が納税義務者になります。

2. 課税標準額

課税標準額は、賦課期日(1月1日)時点の償却資産の価格(評価額又は帳簿価額)で償却資産課税台帳に登録されたものです。

また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

3. 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合には課税されません。

4. 税率・税額

朝倉市の税率は1.5%です。

《税額の計算方法》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline (1,000\text{円未満切り捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 1.5/100 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline (100\text{円未満切り捨て}) \\ \hline \end{array}$$

5. 納期

納期限は次のとおりです。なお、納期限が土日・年末などにかかる場合は、翌開庁日が納期限となります。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	4月末日	7月末日	12月25日	2月末日

6. 課税台帳の閲覧

閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。詳細については、「広報あさくら」等でご案内します。

Ⅳ 申告時の注意点

1. 特に注意を要する申告の対象となる資産

- ① 決算以後に取得された資産で、いまだ固定資産に計上されていない資産
- ② 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日時点において、事業の用に供することができる資産
- ③ 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- ④ 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います）
- ⑤ 遊休資産・未稼働資産であっても、維持補修の行われている資産
- ⑥ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、貸し付け先で事業用に使用されているか否かを問わず対象です）
- ⑦ 美術品について、「法人税基本通達7-1-1」等に規定される減価償却資産として取り扱うもの（平成27年1月1日以降については100万円未満の場合は償却資産の課税対象となります。ただし、当該金額以上であっても、時の経過によりその価値が減少することが明らかな場合や、法人が減価償却として取り扱っている場合は課税対象です。）

以上は償却資産の対象となります。（申告漏れとなりやすい資産ですのでご注意ください。）

2. 少額資産等の取り扱いについて

償却資産において、地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される資産は

- ① 使用期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入したものの。
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却したもの。
- ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額20万円未満のもの

のみです。よって、租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告の対象となります。また、取得価額が10万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているものは、償却資産の申告対象となります。

	個別に減価償却しているもの 等	
30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別法第28条の2, 第67条の5など)	
20万円未満	④ リース資産 (20万円未満) (法人税法第64条の2 第1項, 所得税法第67 条の2第1項)	② 3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項, 所 得税法施行令第139条第1項)
10万円未満		① 一時に損金算入 (法人税法施行令第133条第1 項, 所得税法施行令第138条第 1項)
	申告の対象となる部分	申告の対象とならない部分

3. リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その所有者であるリース会社に申告義務があります。リース会計基準の変更により、税務会計上は売買契約として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり申告義務はリース会社にあります。ただし、前頁の図中③のとおり取得価額が20万円未満の場合は課税客体とはなりません。

リース資産の契約内容	申告義務者
リース契約の所有権はリース会社にあるもの。いわゆる「レンタル」であるリース契約。	リース会社
譲渡条件付リース（所有権留保付割賦販売とみなす）など、リース資産の最終的な所有権が賃借人にあるもの。	賃借人

4. 家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区別

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、下の表の例示を参考にしてください。家屋との区分の判断が困難な場合は、税務課までお問い合わせください。

区分	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電灯・コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備、太陽光発電設備（屋根材一体型）等	自家発電設備、受変電設備、動力配線設備、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、スポットライト、電話機、電球、ミキサー、交換機、屋外電話設備、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）等
給排水衛生設備	屋内の給水・排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー等	屋外設備、屋外の水道管・排水管、独立煙突、独立煙道、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽（建物からの独立位置にあるもの）等
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン（使用口）等	屋外供給本管等
空調設備	空調設備、換気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター等	ルームエアコン（天井埋め込み型を除く）
その他	避雷設備、自動扉装置、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、ダムウェーター、固定椅子、金庫扉、テラス、ポーチ等	洗濯設備、業務用の厨房設備、テント、取り外しの容易な簡易間仕切、POSシステム、カーテン・ブラインド等

5. 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けたものについては、上記の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者等に申告義務があります。

このようにテナント入居者等の事業の用に供することができる資産がある場合に限り、当該資産を取り付けた者（テナント入居者等）を所有者とし、家屋の附帯設備を償却資産として申告する必要があります。

※このテナント入居者等が設置した家屋の附帯設備は、特に申告もれとなりやすい部分ですのでご注意ください。

6. 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産は非課税ですので、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方又は異動が生じた方は、朝倉市税条例第56条、第57条、第58条及び第58条の2の規定により「非課税申告書」の提出が必要です。詳しくは、税務課資産税係にお問い合わせください。

7. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3並びに同法附則第15条の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。詳しくは、税務課資産税係にお問い合わせください。

(特例の主なもの)

施設の種類	特例率	適用条項	添付書類
汚水又は廃液の処理設備	1/2	本法附則第15条第2項第1号 朝倉市税条例附則第10条の2第1項	・特定施設設置届出書の写し
一般廃棄物の最終処分場	1/3	本法附則第15条第2項第4号	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証の写し
下水道除害施設	4/5	本法附則第15条第2項第5号 朝倉市税条例附則第10条の2第2項	・除害施設新設等届出書の写し
先端設備等 (機械装置等)	1/2 または 1/3	本法附則第15条第44項	・朝倉市商工観光課が発行する先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等導入計画の写し(賃上げ方針を策定して従業員へ表明した場合、それを証する書面を添付) ・認定経営革新等支援機関発行の確認証の写し

8. 国税との主な違い

項目	償却資産(固定資産税)	国税(所得税・法人税)
償却資産の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ (減価率は「旧定率法で使用する償却率と同じ」)	定額法・定率法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却・短縮耐用年数	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円
一括償却資産	認められます	認められます

9. 減価残存率表

下記の減価残存率表により耐用年数に応じる減価残存率を記載してください。

区分		減価残存率		区分		減価残存率	
耐用年数	前年中に取得のもの	前年前に取得のもの	耐用年数	前年中に取得のもの	前年前に取得のもの	耐用年数	前年前に取得のもの
2	0.658	0.316	21	0.948	0.896		
3	0.732	0.464	22	0.950	0.901		
4	0.781	0.562	23	0.952	0.905		
5	0.815	0.631	24	0.954	0.908		
6	0.840	0.681	25	0.956	0.912		
7	0.860	0.720	26	0.957	0.915		
8	0.875	0.750	27	0.959	0.918		
9	0.887	0.774	28	0.960	0.921		
10	0.897	0.794	29	0.962	0.924		
11	0.905	0.811	30	0.963	0.926		
12	0.912	0.825	35	0.968	0.936		
13	0.919	0.838	40	0.972	0.944		
14	0.924	0.848	45	0.975	0.950		
15	0.929	0.858	50	0.977	0.955		
16	0.933	0.866	55	0.979	0.959		
17	0.936	0.873	60	0.981	0.962		
18	0.940	0.880	65	0.982	0.965		
19	0.943	0.886	70	0.984	0.968		
20	0.945	0.891	80	0.986	0.972		

※償却資産の評価方法

償却資産の評価は、「償却資産評価基準」の規定に基づき、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として、一品ごとに次の算式により求められます。

評価額

- ・前年中に取得した資産・・・取得価額×（「前年中に取得のもの」の数値）

例) 取得価額100万円、耐用年数10年、前年中に取得した場合

$$\text{評価額} = 1,000,000 \text{円} \times 0.897$$

- ・前年前に取得した資産・・・前年度評価額×（「前年前に取得のもの」の数値）

例) 取得価額100万円、耐用年数10年、一昨年中に取得した場合

$$\text{評価額} = \frac{1,000,000 \text{円} \times 0.897}{\text{前年度評価額}} \times 0.794$$